住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令

住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令（平成十四年総務省令第十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
（法別表第二の総務省令で定める事務） **第二条**　［略］ ［2～13　略］ 14　法別表第二の四の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 ［一～五　略］ 六　予防接種法施行規則（昭和二十三年厚生省令第三十六号）附則第十八条の二第一項の予防接種証明書の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 ［15～58　略］	（法別表第二の総務省令で定める事務） **第二条**　［同上］ ［2～13　同上］ 14　［同上］ ［一～五　同上］ ［新設］ ［15～58　同上］
（法別表第四の総務省令で定める事務） **第四条**　［略］ ［2～12　略］ 13　法別表第四の三の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 ［一～五　略］ 六　予防接種法施行規則附則第十八条の二第一項の予防接種証明書の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 ［14～57　略］	（法別表第四の総務省令で定める事務） **第四条**　［同上］ ［2～12　同上］ 13　［同上］ ［一～五　同上］ ［新設］ ［14～57　同上］
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	
附　則 この省令は、予防接種法施行規則の一部を改正する省令（令和三年厚生労働省令第百二十二号）の施行の日から施行する。	

厚生労働大臣　田村　憲久

（傍線部分は改正部分）

○厚生労働省令第百二十二号

予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第十一条の規定に基づき、予防接種法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年七月十二日

予防接種法施行規則の一部を改正する省令

予防接種法施行規則（昭和二十三年厚生省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

改正後	改正前
附　則 **第十八条の二**　法附則第七条第一項の規定による予防接種を行った者は、当該予防接種を受けた者であって、海外渡航その他の事情により、第四条第一項の予防接種済証とは別に当該予防接種を受けたことを証する書類（以下この条において「予防接種証明書」という。）を求めるものに対して、これを交付するものとする。 2　前項の予防接種証明書の様式は、様式第三とする。	**附　則** （新設）